

第5回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル 検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和2年10月22日（木）14：06～14：21

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト
会議委員8名

資 料：第5回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジ
ェクト会議事項書

資料1 三重県議会委員会条例の一部改正（素案）

資料2（仮称）三重県議会新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
（素案）

資料3 新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに対する各会派の
意見

委 員：お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第5回新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル検討プロジェクト会議を開催する。初めに、三重県議会委員会条例の改正素案についてご協議いただきたい。このことについては、さきの会議において、三重県議会委員会条例改正の正副座長素案をお示しし、各会派に持ち帰りご検討いただくこととなっていたので、検討結果のご報告を順次お願いする。まず、新政みえをお願いする。

委 員：新政みえ、賛成でお願いする。

委 員：次に自由民主党県議団をお願いする。

委 員：我が会派も賛成である。

委 員：次に、自民党をお願いする。

委 員：うちも賛成である。

委 員：次に草莽をお願いする。

委 員：賛成でお願いする。

委 員：次に日本共産党をお願いする。

委 員：賛成でお願いする。

委 員：なお、公明党と草の根運動いがについても賛成と伺っている。ただいまの各会派のご報告を総括すると、三重県議会委員会条例改正を素案どおりとすることによろしいか。

全 員：異議なし。

委員：それではそのようにする。なお、この後は、私座長から、お手元の資料1、三重県議会委員会条例の一部改正素案と想定される委員会の形態の資料をもとに、議会改革推進会議役員会で報告をいたしたいのでご了承願いたい。また、推進会議の三谷会長におかれては、議会改革推進会議役員会の開催をよろしく願いたい。なお、その後の流れであるが、議会改革推進会議の三谷会長から改正素案を代表者会議でご報告いただき、了承を得られたら、議会運営委員会で条例改正案を発議いただくこととなる見込みであるので、ご了解願いたい。次に、三重県議会新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの素案についてご協議をお願いしたい。さきの会議ではマニュアルに関する各会派からの意見を踏まえ、資料2のとおり、正副座長でマニュアル素案を提示したところである。この素案に対し、各会派から事前にご意見をご提出いただき、資料3のとおり取りまとめているので、各会派からその内容について順次ご報告をお願いします。まず、新政みえ、よろしく願います。

委員：新政みえは大きく分けて2つ。3ページをご覧いただきたいと思う。3ページの2の「議員の行動(1)基本的指針」の、「人権侵害や誹謗中傷等の根絶」のところ、2行目に、「個人への偏見」というところが書かれているが、これ、個人を特定することなく、ということと「個人」を削除したほうがいいのかということと、4行目の「SNS等を通じて」というのも、こういう修飾語句も取って削除したほうがいいのかという意見が出た。それからもう一つは、ちょっと細かい話であるが、様式3、議員用の様式3の後ろのほうに、様式1、2、3とある、様式3のところの、「県会議員の新型コロナウイルス感染症について」という、「県会議員」という表記は、「三重県議会議員」か「議員」に変更したほうがいいのかという意見も出ている。

委員：次に、自由民主党県議団願います。

委員：私たちも細かいところにはなってくるところもあるが、3ページの「議員の行動」(2)の「感染した場合や感染の恐れがある場合等の対応」の部分から、ご説明をさせていただきたい。この中で、我々は「任意のPCR検査を強いることは難しいのではと考える」というふうに記載をさせていただいたが、の「感染の恐れがある場合」の、2行目から3行目の、「登庁を自粛するとともに、可能な範囲で自主的にPCR検査を受検する」というところの、「自主的にPCR」と

いうところをなかなかこう、強く強いることは非常に難しいのではないかというふう実感をしている。それと、この2の(2)の全体的な流れ、全体的に、「感染者と接触した場合」と「感染の恐れがある場合」というところが、非常に内容を精査していくと似ている部分があるんじゃないかというふうに思っている。フロー図を見ても、真ん中のフロー図だと、の感染者と接触した場合と、の感染の恐れがある場合のところ、中段以降すべて同じ形で記載をされているところもあるので、この辺りは少し文書等も変更していただいたら、上手くまとめられるのではないかというふうな形を考えている。そして細かい部分で、の部分であるが、このが非常に議員の行動がかなり規制をされてしまいかねないような内容とも捉えられるので、このについても、そこまでこう縛りつけるというか、議員の行動を規制することが、県民の皆さんの不安を煽りかねないかというところも考えられるので、このの記載についても、少し検討していただくような書きぶりを、というふうな形で考えている。

委員：自民党、願います。

委員：1ページのの、「ソーシャルディスタンスの確保、飛沫感染の防止」というところで、「マスクを着用する」というのがあるが、僕はよくわからないが、うちの代表から、何か感染、実際にそういった細菌の感染を本当に防ごうと思ったら、目からも入るとかいう話があるので、マスクとフェイスシールドを併用してはどうかというふうな意見があった。それと2ページの「体調管理の徹底」のところ、具体的な取り組み例の中に丸が3個あるけども、「新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAや安心みえるLINEの活用」に努める」とあるが、COCOAは日本が、厚労省かな、どっかが開発したアプリであるが、LINE自体が国外で開発されたものなので、情報が飛ばされる恐れがあるので、COCOAだけの活用にしてはどうかというふうなことを言っていた。

委員：次に草莽願います。

委員：草莽のほうでは特に意見はなかった。

委員：次に日本共産党願います。

委員：1ページの「ソーシャルディスタンスの確保・飛沫感染の防止」というところに、5つ丸があるが、一番最後に、「議場や受付等に飛沫防止シールドを設置する」ということで、議場のほうでは、質問台のところで作っていただいたが、そのマイクについて、幾人かが入れ替わ

りということがある。今、大体いろんなところでマイクを使うときは1回ずつこう、シートで拭いたりしているの、それを置いていただくかどうかということで、それは個人が拭いて使えばいいと思うけれども、そのことが必要ではないかということで、これは文章化するかどうかは別として、実務としてそういうことも必要かということである。それと、先ほどの条例のところも、新型コロナウイルス感染症、その他の重大な感染症の蔓延ということで、条例改正をし、それから今言ってるマニュアルも新型コロナウイルスということであるが、今後、こないだも出ていたインフルエンザ等の対応についても、きちんとして、どこかで共通理解を作っておかないといけないのではないかと考えている。

委員：なお、公明党からは、資料3のとおり、ご意見を提出いただいているので、事務局から説明させる。

事務局：公明党のご意見であるが、真のウィズコロナの社会を形成し、経済社会活動を前に進めていくためにも、新型コロナに誰もが感染する可能性があるということを広く社会に啓発していくとともに、インフルエンザと同じように、感染によるそのリスクで、風評被害とか、そういったものを最小化するために、名前の公表とか本人の特定に繋がるような公表は、あえてする必要がない、控えたほうが良いというご意見である。そういう先進的な取り組みを議会から発信していったらどうかということである。この「議員の行動」のところ、「感染した場合には氏名と選挙区を公表する」ということを素案で書いているが、すでにその目的は失われているのではないかとということで、言われていたのは、インフルエンザと同じような対応で十分ではないかというご意見であった。

委員：なお、草の根運動いがについては特段の意見がないものと伺っている。ただいま各会派からご報告のあった意見について質疑等あるか。

委員：ちょっと教えてもらいたいが、LINEは、あれ日本発じゃなかったか、外国発か。

委員：そのように、LINEは日本のものやというふうなことを言われてるけども、実際は韓国が開発したということで、日本LINEというのがあるらしいが、何か、もともとの組織、何て言うのかな、アプリの開発はそこからやもんで、日本人の情報が韓国に抜かれるの嫌やで僕使いたくないというようなことを言っていた。僕もどこのものかよくわからないけども。うちの代表、言っておられた方の言葉をそのまま

代弁させていただくと、そのようなことを言っていたので、僕はあまり使いたくないので、LINEは使ってないというようなことを、そういうことである。

委員：委員よろしいか。

委員：よくわからないが了解した。

委員：あんまりこだわらんでいいように思うが。

委員：他にあるか。

委員：ちょっと補足であるが、僕は前回の補足で、マスクのところで、フェイスシールドだったら、あんまり飛沫の防止にはならないので、マスクに限ったというふうな説明を会派の中でしたので、それならもう両方併用のほうがいいんじゃないかというようなことを言っておられる、という意見があった。

委員：という意見があったということか。

委員：そのとおりである。

委員：他に何かあるか。よろしいか。本来であればさっきいただいた意見を、この場でひとつひとつまとめて整理していかなあかんのだが、いただいたご意見については、私と副座長でちょっと修正案を、さきほどのご意見を参考にしながら策定をさせていただいて、次回会議、10月28日に提示をしたいと思うがよろしいか。

全員：異議なし。

委員：これは、修正案を、異議がなければ最終案という言い方をここでしてよいか。

委員：次回で。

委員：了解した。それでは10月28日にご提示したいと思うのでよろしくお願いしたい。最後に次回の日程についてであるが、10月28日水曜日、広聴広報会議終了後に開催することはいかがか。

全員：異議なし。

委員：それではそのようにする。なお、次々回については、仮置きであるが、11月13日金曜日、議会運営委員会終了後を予定したいと考えている。ご協議いただく事項は以上であるが、他に何かあるか。

全員：意見なし。

委員：なければ以上で第5回プロジェクト会議を終了する。お疲れ様でした。